

ブログや SNS も税務調査の対象に！？

最近、誰でも簡単にインターネットを使って情報発信できるようになりました。社長の発信するブログや SNS が税務調査に影響を与えることはあるのでしょうか。

はじめに

今の時代、調査官たちもパソコンやインターネットをフルに活用していることは明らかです。会社のHPだけでなく、社長のブログや SNS はチェックされる前提でいた方が良いでしょう。

インターネットの普及

今さらですが、パソコンやインターネットの普及で世の中は大きく変わりました。会計処理も同じです。昔は会計事務所でも、振替伝票を切ることができなければ仕事になりませんでした。また、企業の情報や経営理念等は実地の調査に行くまでは分かりませんでした。

しかし、今では会計ソフトを使えば誰でも決算書を作成することができるようになり、調査官は税務署のパソコンからホームページを見るだけで、その企業の情報を簡単に入手することができるようになりました。

企業のホームページは会社の看板でもあることから、きちりとした内容になっているものが多い訳ですが、ブログ、Facebook や Twitter、インスタグラムなどを使った個人 SNS になると趣味の世界やプライベートな書き込みをされている方も多いのではないかと思います。

投稿内容によっては誤解を与えることも

飲食店などの場合、従業員が投稿したブログや SNS が、その内容によっては本人だけでなく、会社全体にも影響を与えることがあります。

また、店舗が閉店や休業に追い込まれるというケースもありました。従業員の投稿にも注意を払う必要がありますが、

経営者は税務調査の際に変に疑われるような内容を投稿しないことも重要です。

例えば、全従業員を連れて社員旅行に行った際、旅先での写真を SNS に投稿していたとします。

社長や役員しか写っていないようなものばかりですと、役員のみだけで旅行に行ったのではないかという懸念を税務調査の際に持たれる可能性があります。

福利厚生費として損金に計上できる要件を満たしている社員旅行にもかかわらず、SNS への投稿内容から調査官に変な疑念を抱かせてしまうのは非常にもったいないことです。

もちろん事後的に説明すれば追徴課税されることはありませんが、疑われることは決して気持ちの良いものではありません。

ブログや SNS は、会社や社会をよくするための手段として活用したいものですが、インターネットで配信された情報は、調査官の目にも同様に届いていることは意識しておく必要があるのではないかと思います。

社長ブログや社長個人の SNS 運営における投稿内容の線引きについては、当事務所までお問い合わせください。



民泊新法が 可決成立

民泊新法と呼ばれる「住宅宿泊事業法」が6月9日、可決成立し近く公布される見通しです。引き続き注目度の高い民泊についてまとめます。

はじめに

訪日外国人旅行者が急増する中、国内外の観光客の宿泊需要に応えるための民泊新法が成立しました。民泊は地方創生や不動産の空室対策にも繋がるため、法整備が行われれば今後始めてみたいと思われる方が増えているのが現状です。

民泊新法の成立

訪日外国人旅行者等を自宅等に宿泊させ宿泊料を得る民泊サービスは、東京都大田区、大阪府と大阪市の3自治体が、国家戦略特区に基づく民泊条例による認定を受けて活用されていました。

上記の民泊特区以外では、旅館業法の簡易宿所の免許を取得するしかなく、公衆衛生や地域住民とのトラブル防止、無許可で旅館業を営むいわゆる違法民泊への対応が急務とされていました。一方で、2020年の東京オリンピックに向けてホテルなどの宿泊施設が不足しているという現状もあり、法整備が待たれていました。

年間2,400万人超と訪日外国人旅行者が急増する中、国内外の宿泊需要に応えるため、民泊サービスに一定のルールを設けて普及を図るために成立したのが民泊新法です。

民泊新法と呼ばれる「住宅宿泊事業法」の制定により、年間提供日数の上限は180日とされていますが、**各自治体が地域の実情を反映して日数制限条例で対応できる形となっています。**民泊新法については、下記を主な目的としています。

- ① 住宅宿泊事業に係る届出制度
- ② 住宅宿泊管理業に係る登録制度
- ③ 住宅宿泊仲介業に係る登録制度

の創設等

主な制度	内容
住宅宿泊事業の届出	住宅宿泊事業者は、都道府県知事へ届出が必要
住宅宿泊管理業の登録	住宅宿泊管理業者は、国土交通大臣の登録が必要
住宅宿泊仲介業の登録	住宅宿泊仲介業者は、観光庁長官の登録が必要

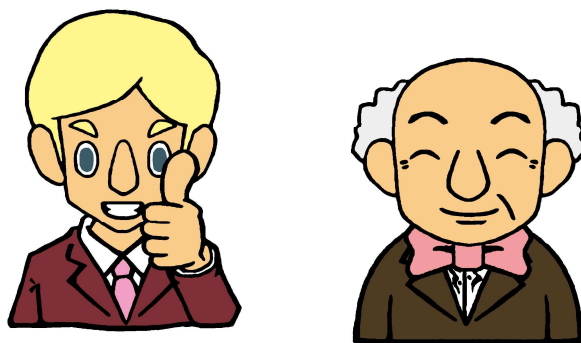
所得税や固定資産税が課税対象に

東京都大田区等が実施している特区民泊では、住宅等を民泊に使用している家屋については「居住の用に供するものではない」として、民泊に利用された土地の部分は住宅用地に係る固定資産税の減額特例の対象から外れるというケースが生じています。

民泊新法では、宿泊料は所得税等の対象となり、また民泊に利用されている土地については固定資産税の減額特例の対象外となることが予想されます。

このあたりも現時点では明確な課税関係は発表されておらず、あくまで現時点での予想となっています。

住宅宿泊事業法においては、公布日から1年以内の施行までに関係行政機関により具体的な課税関係が明確にされそうです。



仮想通貨バブル

ビットコインをはじめとした仮想通貨の価格がバブルではないかと懸念されるくらい上昇しています。ここでは、仮想通貨の税務上の取り扱いを検討します。

はじめに

平成29年7月1日からビットコイン等の仮想通貨に係る消費税が非課税とされます。ここでは、仮想通貨の税務上の取り扱いについて解説します。

仮想通貨とは

仮想通貨は、インターネットを通じて物品を購入する際の対価の支払い等に利用でき、ビットコインやリップルなど多数の銘柄があります。

紙幣や小切手、プリペイドカード等と性質が似ているものの、これまでは法律に仮想通貨の定義がなかったため、消費課税の対象とされていません。

しかし、平成28年6月に公布された資金決済法により、**仮想通貨も紙幣等と同じ「支払の手段」として法的に位置づけられました。**これを受けてかどうかはわかりませんが、近ごろビットコインをはじめとした仮想通貨の価格が大幅に上昇しています。

例えば、1ビットコインは平成28年7月には10万円にも満たなかったにもかかわらず、本原稿執筆時点では30万円を超えています。たった1年でその価格が3倍以上になっているのです。

ちなみに、ビットコインが現実世界で運用する通貨としての価値を持ったのは平成22年5月22日のことでした。フロリダ在住のプログラマーが「ビットコインでピザを買いたい」と言い出し、それに応じたピザ屋がピザ2枚=1万ビットコインで取引しました。ピザ屋が手にした1万ビットコインを現在のレート(1ビットコイン=約30万円)に換算するとおよそ30億円。とんでもない高値のピザだったこととなります。



消費税の取り扱い

仮想通貨が支払の手段であることが明確にされたことに伴って、仮想通貨の購入時に課される消費税は非課税とされることになりました。これは平成29年7月1日以後の取引に適用されます。

ちなみに、本原稿執筆時点、ビットコイン等は税込価格のレートで取引されていることから、改正後は税抜価格のレートで取引されることが想定されます。このように仮想通貨に係る消費税の取り扱いは明らかとなりましたが、法人税や所得税での取り扱いはどうなのでしょう。

法人税や所得税の取り扱い

仮想通貨に係る法人税や所得税の取り扱いは現時点においても明確ではありません。法人で仮想通貨を保有しているところはあまりないかもしれませんが、個人で仮想通貨を保有している人はそれなりの数にのぼると考えられます。

また、所得税は、所得区分に応じて課税の方法が異なるため非常に厄介です。仮想通貨の値上がり益相当額に対して譲渡所得として課税されるパターンや外国通貨との為替差益のように雑所得として課税されるパターンが考えられるのではないのでしょうか。

また、仮想通貨をその他の仮想通貨とトレードしたことによる利益や商品・サービスを仮想通貨払いで購入した利益など、その課税関係は全く明確とされていませんが、だからと言って無申告でよい訳ではありません。

仮想通貨で利益が発生した場合の取り扱いは、当事務所までお気軽にお問い合わせください。



企業法務サイト開設のお知らせ

弁護士法人アルファ総合法律事務所は、企業様に向けて専門サイトを開設することになりました。

現状、中小企業法務の殆どが、臨床法務（治療法務などとも呼ばれます）といって、問題がおきた後に、弁護士などを通じて法的措置を行うものとなっております。

しかし、綿密な契約書の作成、社員へのコンプライアンス指導により、問題発生を未然に防止できたり（予防法務）、社内での意思決定において、法的リスクの計算、知的財産権の効果的な利用方法の検討を行うことで、企業価値が高まる場合もあり（戦略法務）、そういった法務こそが、今後の企業のために重要であると私たちは考えております。貴社の今後のために、当サイト・当事務所をご活用いただければと思います。

今日現在において、中小企業においても、法令を遵守した経営体制（コンプライアンスといいます）が重要視されるようになってきております。

その一方で、中小企業の中で、弁護士と顧問契約を結んでおられる方はそこまで多くない、というのが現状です。本来的に言えば、一般の方が「弁護士が必要だ」と思い始めた段階は、我々からすると「遅すぎる」くらいの案件が殆どですので、やはり最も低額なものであれ、弁護士と顧問契約を結び、法務部として活用するのが、貴社のコンプライアンス体制などを守るための一番の近道であるといえます。

しかし毎月の顧問料の負担が難しいなど、やむを得ないご事情もあるでしょうから、中小企業の実務担当者の方に中小企業法務についての知識を一通り知って置いて頂きたいという思いから、このサイトを作成しました。

直ぐにすべてをご覧いただくなくてもいいので、せめてこのページを「ブックマーク」や「お気に入り」に入れて置いて頂ければと思います。中小企業法務について困ってしまったとき、思い出して頂ければ、きっと貴社のお力になれるはずです。

なお、当サイトは10月オープン予定となっております。次号以降でも紹介できればと考えておりますので、今後ともよろしくお願いたします。



～当事務所へのお問い合わせについて～

『PLUS ALPHA NEWS』では、最新の法令等の情報をお知らせするだけでなく、当事務所を身近に感じていただくためのコミュニケーションツールとしても活用していきたいと考えていますので、よろしくお願致します。

事務取扱い

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町1-4-3 朝日生命所沢ビル8階

弁護士法人アルファ総合法律事務所 TEL 04-2923-0971

HPは [弁護士法人 アルファ 検索](#)